

10 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業の許可等に関する取扱方針

（趣旨）

第1 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（制限措置）

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

（1）漁業種類

機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

（3）推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

（4）操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

区 分	操 業 区 域	
	小型機船底びき網漁業 (地方名称 機船手繩網漁業及び板びき網漁業) の許可船舶	その他の船舶
勿 来	第 2 号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以南の福島県海面
小 浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
沼 之 内	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以南から、いわき市沼之	

	内と同市豊間の境界点正東の線以北の海面	
四 倉	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市沼之内と同市豊間の境界点正東の線以北の海面	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面
久 之 浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市四倉町と同市沼之内の境界点正東の線以北の海面	いわき市四倉町と同市沼之内の境界点正東の線以北の福島県海面
富 熊 請 戸	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の海面	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の福島県海面
鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以北の福島県海面	

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

当該漁業の操業期間は、次のとおりとする。

区 分	操 業 期 間
小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手縄網漁業及び板びき網漁業） の許可船舶	毎年3月1日～7月31日まで
その他の船舶	周年

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 網口開口板を、使用してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2ヶ統以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(2 そうびきの漁法)

第5 2そうびき漁法の場合は、それぞれの船舶にこの方針を適用する。

(他県からの入会)

第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(2)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

1 制限措置

- (1) 漁業種類
機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすびき網漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
いわき市小名浜下神白字番所25-14、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面（次の基点と点ア、点イ、点ウを

順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く)。

基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川川口水門
点ア 基点より 110 度 1,200 メートルの点
点イ 点アより 190 度 1,500 メートルの点
点ウ 点イより 290 度の線と最大高潮時海岸線との交点

(5) 漁業時期

毎年3月1日から12月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

2 許可等の条件

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 網口開口板を、使用してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (4) 船舶の外部の両側に明瞭に「フシ入り第〇号」と表示し、かつ船舶の両側を10センチメートルの幅で帯状に黄色で塗装しなければならない。

附 則

1 この方針は令和3年1月29日から施行する。

2 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和50年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。